

四月から共済事業がスタート ～ 高校生活とPTA活動に安心と充実を～

一般財団法人 北海道高等学校安全互助会

道高P連により設立され

た北海道高等学校安全互助会の共済事業が、いよいよ四月からスタートします。

昨年九月の北海道教育委員会からの事業認可後、地域別説明会や学校訪問などを実施してきました。皆さんから寄せられたご支援ご協力に感謝します。

一月、各学校に「共済事業のご案内」や「共済事業の手引」を送付しました。「共済事業のご案内」は概要を掲載したものですので、詳細の説明は「共済事業の手引」の内容によって下さい。各学校ではこれらの資料をもとに、PTA役員会を開催するなどして議論を深めたと伺っております。

高校生活とPTA活動に安心と充実をもたらす共済事業に、ぜひ、ご加入下さい。また、本会が実施する共済事業は、災害ゼロを目指す安全や健康に関する普及啓発活動なども含んでおり、充実した活動となるよう準備を進めているところで、ホームページがスタートしました。

本会のホームページがスタートしました。

共済事業の概要(案内)パンフレット、共済約款、事業方法書など)、加入・請求手続き(第1号様式から第14号様式はダウンロードして利用することができま

す)、報告・計画(事業報告や事業計画)、役員(理事・監事・評議員名)や安全互助会だよりなどが掲載されていますので、ご活用下さい。

Q & A

Q 北海道高等学校安全互助会が設立され、共済事業を行う経緯を教えてください。

A 北海道高等学校PTA連合会では、「学校の管理下」の生徒の災害に給付される日本スポーツ振興センターからの見舞金を補うことと目的に、昭和六十二年に安全互助会を設立し共済事業を行ってきましたが、保険業法の改正により業務を停止し、平成十九年に民間会社が運営する「災害補償制度」を導入しましたが、加入者減などの課題を抱えていました。

その後、PTAの手による共済事業を望む全国から

の声に応え、平成二十二年に「PTA・青少年教育団体共済法」が成立し、再びPTAにより共済事業を実施することが可能になりました。

そこで、道高P連では現在の「災害補償制度」を廃止し、新たに北海道高等学校安全互助会を立ち上げ共済事業を行うこととしました。これらの経過を考えますと、安全互助会を全道のPTA会員の手でしっかりと支え育てていく必要があると思います。

Q 北海道高等学校安全互助会の共済事業の特徴は何ですか。

A 本会の共済事業の特徴は、旧安全互助会と同様の「学校の管理下」に生徒が被った災害に対するスポーツ振興センターからの給付の上乗せだけでなく、これに加えて、「PTAの管理下」の生徒とPTA会員も対象にしていることです。

これにより、生徒が災害を被ったけれどもスポーツ振興センターの給付対象とならない場合でも、PTA

が主催・共催する活動中の災害であれば本会は給付の対象とします。また、「PTAの管理下」のPTA会員の災害についても共済の対象にしましたのでPTA活動の活性化の一助ともなるろうかと思えます。

Q 「PTAの管理下」にある「PTAが主催又は共催する行事」とは、どのような活動をいうのですか。

A 各単位PTAでPTA総会など会則に基づき手続きを経て決定された行事を言い、会員が任意で行った場合は対象になりません。

Q 「PTAの管理下」として認められるPTA会員が自宅と会場の間を移動する場合とはどのような場合ですか。

A PTA会員が自宅とPTA行事が実施される会場との間を合理的な経路(一般的には最短距離)と方法で移動する場合であり、私用で別の場所に立ち寄ったりして経路を外した場合は対象外です。

Q 災害を被っても共済金が支払われないのはどんな場合ですか。

A 共済約款第4条第1項(5)から(12)及び第2項にある、「被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による場合」「法令に

定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している場合」や「被共済者が頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的所見のないもの」などです。

Q 安全互助会の共済金は個人で加入している傷害保険から保険金が支払われていても給付されますか。

A 安全互助会の共済金は個人で加入している傷害保険とは関係なく安全互助会の規程により給付されます。

Q 給付された共済金の受け取りはどのような方法で行われるのですか。

A 共済金は共済金受取人に直接送金されますので、共済金請求書に共済金の振込先となる金融機関の口座番号等を記入して提出して下さい。

Q 二月に発生した災害で四月以降もスポーツ振興センターの給付が続いているときはどのように取り扱われますか。

A 本会の共済事業は平成二十七年四月以降に発生した災害を対象にしていますので、それよりも前に発生した災害については、本会の給付の対象とはなりません。

ロゴマークを決定

昨秋募集したロゴマークに応募した中から、別海高校一年の小倉優生さんの作品を原図として採用して、ロゴマークが決定されました。

マーク中央にある原図の四つ葉のクローバーは、すべての人々が幸せに生きていくことへの願い、緑色は高校生の将来性と健全な成長を象徴しています。また、中央部の文字「安」は本会が目指す人々の安全と安心、文字の白色は本会が公正公平に運営されることを表しています。

この原図を道高P連のロゴマークと同様に外形を北海道の略地図で囲み、本会が道高P連とともにあゆむことを象徴しました。

